

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	雇用促進税制の拡充			
税 目	所得税、法人税			
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 雇用者増加数 5 人以上（中小企業は 2 人以上）、かつ、雇用増加割合 10% 以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数 1 人当たり 20 万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の 10%（中小企業は 20%）が限度。</p> <p>【要望の内容】 厳しい経済環境下における雇用の確保のため、当期の法人税額の 10%（中小企業は 20%）を限度として、雇用増加数 1 人あたり 20 万円の税額控除することとなっているが、この税額控除の額を引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="853 875 1485 969"> <tr> <td data-bbox="853 875 1177 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1177 875 1485 969">▲62,300 百万円 （▲34,600 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲62,300 百万円 （▲34,600 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲62,300 百万円 （▲34,600 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 今般の東日本大震災や急激な円高の影響等による離職者や学卒未就職者等の受け皿となり得る成長企業に対する支援を強化し、これらの離職者等の雇用機会を確保する。あわせて、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。</p> <p>(2) 施策の必要性 今般の急激な円高の影響等により、雇用情勢がさらに悪化することが懸念される。また、東日本大震災による失業者が高止まりしたままである。 このため、積極的に雇用の拡大を図ろうとする成長企業に対する支援を強化する必要がある。 また、国内立地環境の悪化、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐという観点からも、法人税の税額控除を行う本制度を強化する必要がある。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標Ⅱ「意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する」 ・施策大目標Ⅱ-1「雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る」 ・施策中目標Ⅱ-1-2「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る」
		政策の達成目標	雇用促進税制を活用して、雇用拡大を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成24年度から平成25年度までの2年間
		同上の期間中の達成目標	年間16万人の雇用機会を確保する。
	有 効 性	政策目標の達成状況	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。
		要望の措置の適用見込み	年間16万人の雇用機会が生じる見込み。
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を拡大することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の雇用機会が増加することが見込まれる。</p> <p>なお、雇用保険一般被保険者数は、約3万人増加する見込み。</p>
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本制度は、新たに雇用をした場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ的確な措置である。</p> <p>そのため、本制度の拡充を通じて、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の受け皿となり得る成長企業をさらに支援し、これらの離職者等の雇用機会を確保する必要がある。</p>	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はない。
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はないが、年間17万人の雇用機会が生じる見込み。
	前回要望時の達成目標	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため、税制適用企業はないが、年間17万人の雇用機会が生じる見込み。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	8月1日から雇用促進計画の受付を開始したため。
これまでの要望経緯	「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえ、要望。雇用促進税制PTでの議論を経て、法案が提出され、本年6月に与野党合意がなされて成立。	